

いじめの状況報告

1 全国及び埼玉県いじめ認知件数の推移



【出典】令和3～5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より

2 桶川市のいじめに係る現状

令和4・5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 及び
令和6年度 第2回生徒指導に関する調査から

※調査期間 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査：4月1日～3月31日
第2回生徒指導に関する調査 4月1日～12月31日

(1) いじめの現在の状況（単位：件）

	小学校			中学校		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度※	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
認知件数	620	852	674	43	74	89
解消数	616	852	389	42	73	45

※令和4・5年度については3月31日時点の認知件数、7月31日時点の解消数

令和6年度については12月31日時点の認知件数及び解消数（※速報値）を示している。

※解消していないものについては以下の定義で経過観察し、解消に向けた指導や支援を行う。

※解消している状態

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(2) いじめの認知件数の学年別内訳

